麻しん診断・対応フロー図

臨床的特徴

［潜伏期：通常10～12日間］

【主症状】　感染性期間：発病1日前から解熱後3日を経過するまで

・第1～第4病日：カタル期　38℃前後の発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血、眼脂、羞明、解熱後にコプリック斑が出現

・第5～第9病日：発疹期　一旦解熱した後、再び高熱(39～40℃)となり、特有の発疹（癒合・網目状）が出現

・第9病日以降：回復期　解熱、発疹は消退、色素沈着が起こることあり

【合併症】肺炎、中耳炎、クループ、脳炎を合併し重篤となる場合ある

【その他】ワクチン接種が1回のみ、または接種から時間が経っている場合、典型的症状を示さず、一部症状のみの修飾麻しんが見られる

血清学的検査　※医師が必要と判断した場合に実施

・発疹出現後4～28日に麻疹特異的IgM抗体検査

臨床症状

・届出に必要な臨床症状（発疹、発熱、カタル症状の３つ）の有無

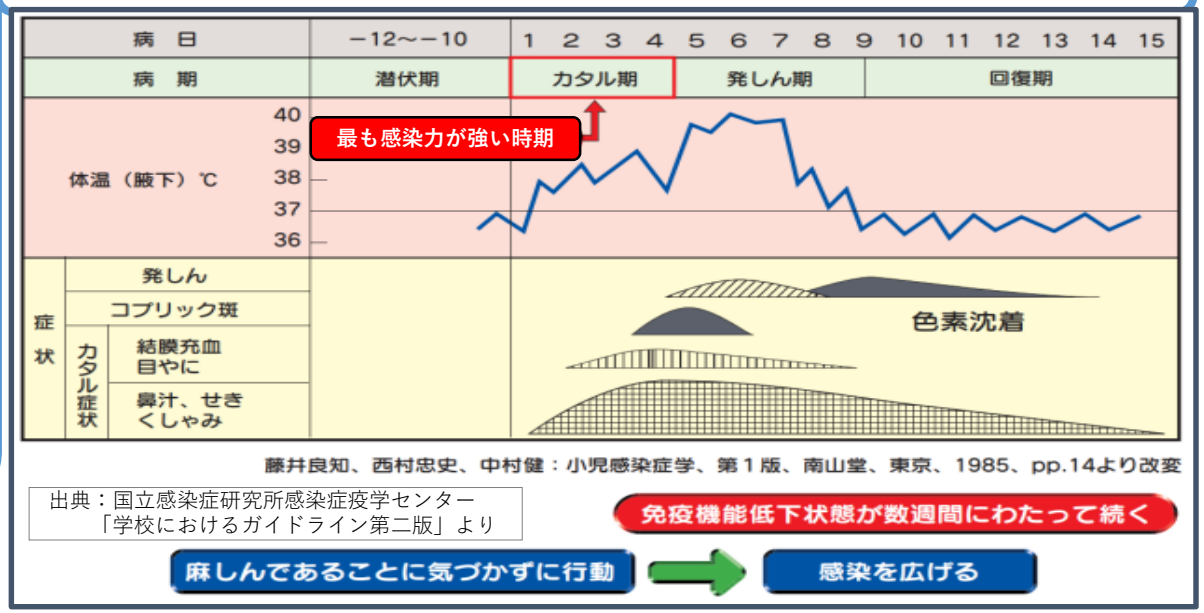

藤井良知、西村忠史、中村健：小児感染症学、第１版、南山堂、東京、1985、pp.14より改変

出典：国立感染症研究所感染症疫学センター「学校におけるガイドライン第二版」より

免疫機能低下状態が数週間にわたって続く

麻しんであることに気づかずに行動 → 感染を広げる

麻しん（検査診断例）

・臨床症状の３つすべて
・病原体診断のいずれか

修飾麻しん(検査診断例)

・臨床症状の１つ以上
・病原体診断のいずれか

麻しん（臨床診断例）

・臨床症状の３つすべて
・病原体検査は未実施でOK

症状・問診情報から麻しん感染を疑うときは
『診察を終える前』に保健所へ電話願います。
（夜間休日：「ひまわり」へ連絡）

☆ 麻しんを疑う症状がある患者が受診「した」または「する」ときの感染対策

・ 患者を速やかに別室へ誘導する。
　または他の患者の診療時間とは別にする。

・医療者はN95マスク、アイシールドを着用する。

☆必ず聴取すべき事項

□流行地への渡航歴
□麻しん患者との接触状況等
□麻しん or MR予防接種歴(接種回数)

★ 渡航歴や接触歴等から、届出基準に満たない場合でも行政検査を実施する場合があります。

☆医療機関から患者へご説明いただくこと

① 保健所が患者や所属先の調査を行う
② 確定診断のためPCR検査が必要
③ 感染性期間(解熱後３日経過するまで)は外出自粛

①医療機関で麻しん(検査診断例・臨床診断例・修復麻しん)疑い患者を診察する。

疑ったら即！保健所に電話連絡

★ 折り返し保健所職員が、医療機関へ電話します。

電話連絡先

平日8:30～17:15
八王子市保健所
042-645-5195

夜間休日の場合
「ひまわり」
※(東京都保健医療センター)
一般非公開

②感染症法第12条にもとづき、直ちに発生届を提出
（届出前または届出と同時に必ず電話連絡！）

症状・情報から麻しん感染を疑うときは
『診察を終える前』に電話連絡・ご相談ください。

自院で検体採取された場合、
保健所が回収に伺います。

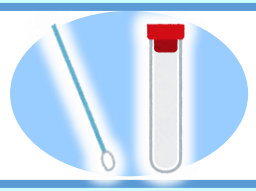

③行政検査（咽頭ぬぐい）と積極的疫学調査（感染症法第１５条）

検体の採取(※1or※2) または 検体提出の要請

※(１)自院で検体採取　(培地や生理食塩水は入れない)
乾燥滅菌綿棒で咽頭を擦過し、滅菌スピッツで冷蔵保存

※(２)自院での検体採取が難しい場合
保健所が容器を提供するので、医療機関で検体採取
または保健所医師が患者自宅を訪問し検体採取

積極的疫学調査

感染源や感染経路等について医師及び患者等へ聞き取り調査

発疹出現後７日以内
➡ 咽頭ぬぐい液１種類の検査
を基本とする

発疹出現から７日以上
➡ 咽頭ぬぐい液に加えて、
尿検体の採取を検討

④健康安全研究センターで
検査実施（PCR検査）

保健所が当該センターへ検体搬入

⑤保健所から結果
を医療機関へ報告

陽性

⑥患者への結果説明
保健所調査への協力

陰性

⑥患者への結果説明
発生届の取下げ